

島国保連C第 129号  
平成20年 4月17日

保険調剤薬局 様

島根県国民健康保険団体連合会  
(公印省略)

### 診療報酬請求書様式等の改正について

平素から本会業務運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度の創設等を内容とする健康保険法等の改正の一部が平成20年4月1日から施行されたことに伴い、診療報酬請求書等の様式が省令により改正されました。

つきましては、平成20年5月請求分(4月診療分)から、診療報酬請求書等を下記のとおり変更しますのでよろしくお願いいたします。

なお、当分の間は、従前の様式も取り繕って使用できることといたしますので、記載方法等について別添資料をご確認いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 請求書について

##### (1) 国民健康保険及び退職者医療分

調剤報酬請求書様式

別添1-①参照

旧様式で平成20年4月診療分以降を集計する際の記載方法

別添1-②参照

新様式で平成20年3月診療分以前を集計する際の記載方法

別添1-③参照

##### (2) 後期高齢者医療分

診療報酬請求書(医科・歯科)様式

別添2-①参照

※色は「クリーム色」(国保と同色)

後期高齢者医療の請求書を記載する際の留意点

別添2-②参照

#### 2. レセプトについて

(1) 旧様式で平成20年4月診療分以降を記載する方法

別添3参照

(2) 記載する際の留意点

別添4参照

#### 3. 診療報酬等総括票について

(1) 診療報酬等総括票様式

別添5-①参照

旧様式で平成20年4月診療分以降を集計する際の記載方法

別添5-②参照

#### 4. 総括票、請求書、明細書の編綴方法について

別添6参照

担当：審査課

TEL：(0852)21-2114

FAX：(0852)21-3550

別添 1-①

平成 年 月分 調剤報酬請求書

保険者コード

--	--	--	--	--	--

保険者名 様

県コード

32

薬局コード

--	--	--	--	--	--

下記のとおり請求する。  
平成 年 月 日  
国民健康保険

保険薬局の  
所在地及び名称  
開設者氏名  
電話番号

印

			件数	処方せん 受付回数	点数	一部負担金	長・原 件数再掲		備考
							長	原	
国民健康保険	一般被保険者	① 一般被保険者① (70歳以上一般・低所得)	請求						
			決定						
		② 一般被保険者② (70歳以上7割)	請求						
			決定						
		③ 一般被保険者③	請求						
			決定						
	④ 一般被保険者④ (6歳)	請求							
		決定							
	退職者	① 本人①	請求						
			決定						
		② 70歳以上② 9割	請求						
			決定						
③ 70歳以上③ 7割		請求							
		決定							
④ 被扶養者④	請求								
	決定								
⑤ 6歳⑤	請求								
	決定								
老人保健	① 老人9割①	請求							
		決定							
	② 老人7割②	請求							
		決定							

公費負担医療（再掲）

法別	コード	件数	点数	患者負担額	備考
結核	10				
更生医療	15				
育成医療	16				
原爆医療	19				
精神保健	21				
肝炎医療	38				
特定疾患	51				
小児慢性特定疾患	52				
児童・知的	53				
石綿医療	66				
障害児施設医療	79				
乳幼児等医療	90				
福祉医療	91				

- 注 1. 太枠欄のみ記入して下さい。  
 2. 公費再掲欄には一般、退職、老人を合算の上、記入して下さい。  
 (ただし、原爆医療については、一般、退職のみを合算すること)  
 3. 長・原 欄には該当件数を再掲して下さい。

保険者コード

県コード

薬局コード

保険者

旧様式で平成20年4月診療分以降を集計する場合  
(後期高齢者医療分以外)

下記のと

平成 年 月 日

開設者氏名

電話番号

		件数	処方せん 受付回数	点数	一部負担金	長・原件数再掲		備考	
						長	原		
国民健康保険	一般被保険者	一般被保険者① (70歳以上9割)	請求	一般(70歳以上一般・低所得)はこちらに集計してください。					
			決定						
		一般被保険者② (70歳以上7割)	請求						
			決定						
		一般被保険者③	請求						
		決定							
	25	一般被保険者④ (3歳未満)	請求	一般(6歳)はこちらに集計してください。					
			決定						
	退職者	本人①	請求						
			決定						
70歳以上② 9割		請求							
		決定							
70歳以上③ 7割		請求							
67	被扶養者④	請求							
		決定							
	3歳未満⑤	請求	退職(6歳)はこちらに集計してください。						
		決定							
老人保健	老人9割①	請求	※後期高齢者分は、新様式にて請求してください。						
		決定							
27	老人7割②	請求							
		決定							

	法別	コード	件数	点数	患者負担額	備考
	更生医療	15				
	育成医療	16				
	原爆医療	19				
	精神保健	21				
	特定疾患	51				
	児童・知的	53				
	障害児施設医療	79				
	乳幼児等医療	90				
	福祉医療	91				

- 注 1. 太枠欄のみ記入して下さい。  
 2. 公費再掲欄には一般、退職、老人の入院、入院外を合算の上、記入して下さい。  
 (ただし、原爆医療については、一般、退職のみを合算すること)  
 3. 原 欄には該当件数を再掲して下さい。

保険者コード

県コード

薬局コード

--	--	--	--	--

32

--	--	--	--	--

保険者名

**新様式で月遅れ分を集計する場合**

下記のとおり請求する。

平成 年 月 日

国民健康保険

所在地及び名称

開設者氏名

電話番号

印

			件数	処方せん 受付回数	点数	一部負担金	長・原件数再掲		備考	
							長	原		
国民健康保険	一般被保険者	一般被保険者① (70歳以上一般・低所得)	請求	一般(70歳以上9割)はこちらに集計してください。						
		決定								
		一般被保険者② (70歳以上7割)	請求							
		決定								
	一般被保険者③	請求								
	決定									
	25	一般被保険者④ (6歳)	請求	一般(3歳未満)はこちらに集計してください。						
	決定									
	退職者	本人①	請求							
			決定							
		70歳以上② 9割	請求							
			決定							
70歳以上③ 7割		請求								
		決定								
67	被扶養者④	請求								
決定										
老人保健	老人9割①	請求								
		決定								
	老人7割②	請求								
		決定								
27										

公費負担医療(再掲)

法別	コード	件数	点数	患者負担額	備考
結核	10				
更生医療	15				
育成医療	16				
原爆医療	19				
精神保健	21				
肝炎医療	38				
特定疾患	51				
小児慢性特定疾患	52				
児童・知的	53				
石綿医療	66				
障害児施設医療	79				
乳幼児等医療	90				
福祉医療	91				

注 1. 太枠欄のみ記入して下さい。

2. 公費再掲欄には一般、退職、老人を合算の上、記入して下さい。

(ただし、原爆医療については、一般、退職のみを合算すること)

3. 長・原欄には該当件数を再掲して下さい。

県コード  
32

薬局コード

--	--	--	--	--	--	--	--

広域連合様

保険薬局の  
所在地及び名称  
開設者氏名  
電話番号

印

下記のとおり請求する。  
平成 年 月 日

後期高齢者医療

		件数	処方せん 受付回数	点数	一部負担金	長	備考
						長	
後期 高齢者  39	後期高齢9割①	請求					
		決定					
	後期高齢7割②	請求					
		決定					

公費負担医療（再掲）

法別	コード	件数	点数	患者負担額	備考
結核	10				
更生医療	15				
原爆医療	19				
精神保健	21				
肝炎医療	38				
特定疾患	51				
石綿医療	66				
福祉医療	91				

- 注 1. 太枠欄のみ記入して下さい。  
 2. 公費再掲欄には後期高齢9割、後期高齢7割を合算の上、記入して下さい。  
 3. 長 欄には該当件数を再掲して下さい。

# 後期高齢者医療の請求書記載方法 (医科・歯科・調剤・訪問看護共通)

## 島根県

広域連合様

保険医療機関の  
所在地及び名称  
開設者氏名  
電話番号

(印)

下記のとおり請求する  
平成 年 月 日

後期高齢者医療

		件数	※後期高齢者医療					生活療養		長件数再掲 長
								金額	標準負担額	
後期高齢	九割①	請求	入院①					円	円	
		入院外②								
	決定	入院①								
		入院外②								
七割②	請求	入院①								
		入院外②								
	決定	入院①								
		入院外②								

※医科の場合  
「在宅時医学総合管理料」又は「在宅末期医療総合診療料」を算定した場合はその他のレセプトとは別に請求書を作成してください。その際は、請求書に **在** と記入してください。

公費負担医療(再掲)

コード	区分	件数	療養の給付		食事療養・生活療養			備考
			点数	患者負担額	件数	金額	負担額(公費分)	
10	結核							
11	結核(命入)							
15	更生医療							
19	原爆医療							
20	精神(措置)							
21	精神通院							
24	療養介護医療							
38	肝炎医療							
51	特定疾患							
53	児童・知的							
66	石綿医療							
79	障害児施設医療							
91	福祉医療							

※従前の老人保健では、件数のみ再掲していましたが、後期高齢分は件数及び点数を集計してください。

- 注 1. 太枠欄のみ記入して下さい。  
 2. 公費再掲欄には入院、入院外を合算の上、記入して下さい。  
 3. 長欄には、該当件数を再掲して下さい。

別添3

○ 診療報酬明細書  
(医科入院外)

平成 年 月 分

都道府 医療機関コード  
県番号

1 医科	1社・国 2公費	3老 4退	人 職	1単 22 33	独 併 6家	2本 4三 6家	外 外 外	8高外 0高外	9 7
---------	-------------	----------	--------	----------------	--------------	----------------	-------------	------------	--------

市番	町号	村号	老人 の番	医 給 号	療 者 号	公費 担 者 号 ①	公費 担 者 号 ②	公費 担 者 号	公費 担 者 号
----	----	----	----------	-------------	-------------	------------------------	------------------------	-------------------	-------------------

保険者 番号	給付割合	10 7	9 ( )	8
-----------	------	---------	----------	---

被保険者証・被保険者

旧様式で平成20年4月診療分以降を記載する場合  
(医科・歯科・調剤・訪問看護共通)

氏名	特記事項
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . . 生 職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害	

保険医療機関の所在地及び名称 ( 床)

傷病名	(1)	診療開始日	(1)	年	月	転帰	治癒	死亡	中止	診療実日数	保	日
	(2)		(2)	年	月						険	日
	(3)		(3)	年	月						公費①	日

11	公費分点数
12	
13	
14	
20	
30	
40	
50	
60	
70	
80	

○ 該当するレセプト区分を次のように変更してください。  
 3 老人 → 3 後期  
 3 三入 → 3 六入  
 4 三外 → 4 六外  
 7 高入9 → 7 高入一  
 8 高外9 → 8 高外一

療養の給付	請求点 ※ 決定点 一部負担金額 円
	公費① 点 ※ 点 円
	公費② 点 ※ 点 円



平成 年 月分 診療報酬等総括票

医療機関コード	
医療機関名	

(国民健康保険分)

保険者名	一般件数	退職件数	老健件数	保険者名	一般件数	退職件数	老健件数
松江市				左官タイル			
浜田市				全国板金			
出雲市							
益田市							
大田市							
安来市							
江津市							
雲南市							
東出雲町							
斐川町							
川本町				県外計			
津和野町				(後期高齢者医療分)			
海士町				県名	後期高齢件数		
西ノ島町				島根県			
知夫村							
奥出雲町							
飯南町							
美郷町							
呂南町							
吉賀町							
隠岐の島町							
島根医師							
全国歯科							
全国土木							
中央建設							
全国工事							
県内計				計			

(県単独医療分)

乳幼児等医療(社保分)		妊婦・乳児一般健康診査	
福祉医療(社保分)		妊婦・乳児等精密健康診査	
福祉老人(社保分)			

平成 年 月分国民健康保険診療報酬等総括票

旧様式で平成20年4月診療分以降を集計する場合

医療機関名

保険者名	一般件数	退職件数	老健件数	保険者名	一般件数	退職件数	老健件数
松江市				<b>島根県</b>	<b>200</b>		
浜田市							
出雲市							
益田市							
大田市							
安来市							
江津市							
雲南市							
東出雲町				県内計			
斐川町				(県外分)			
川本町				左官タイル			
津和野町				全国板金			
海士町							
西ノ島町							
知夫村							
奥出雲町							
飯南町							
美郷町							
邑南町							
吉賀町							
隠岐の島町							
島根医師							
全国歯科							
全国土木							
中央建設							
全国工事				県外計			

保険者名の空欄を使用して、集計してください。

(県単独医療分)

乳幼児等医療(社保分)		一般健診	
福祉医療(社保分)		精密健診	
福祉老人(社保分)			

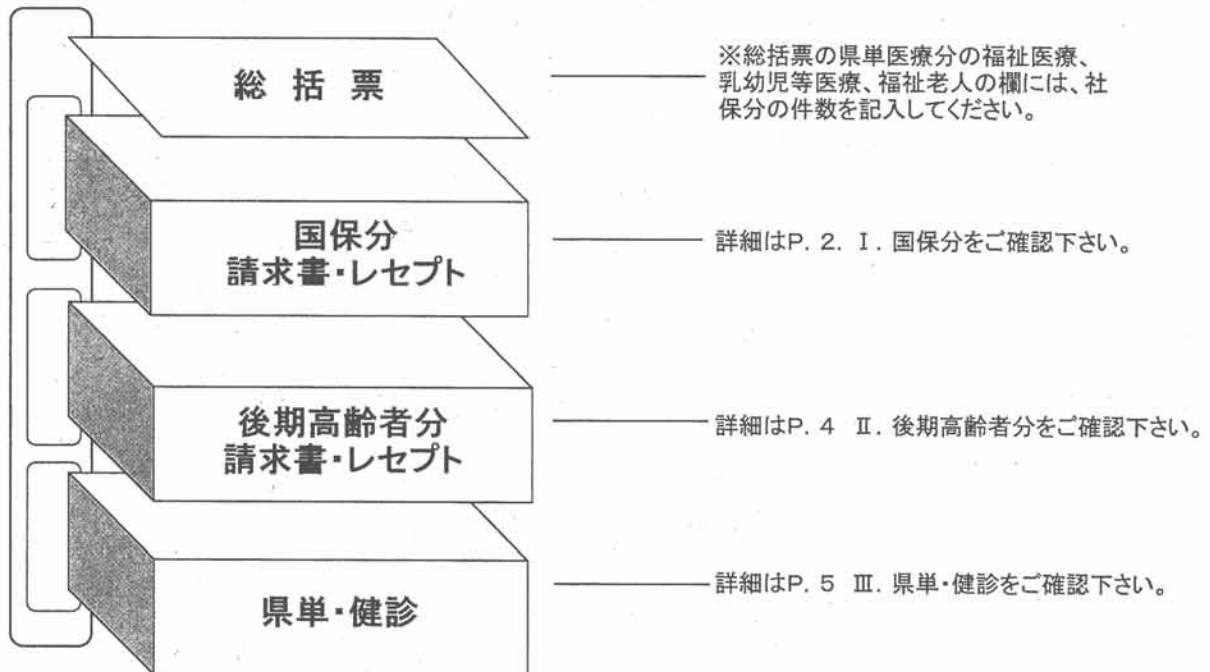
# 総括票・請求書・明細書の編綴方法（平成20年5月請求から）

島根県国民健康保険団体連合会

## 後期高齢者医療制度施行に伴う編綴方法の変更について

### ※変更点

1. 後期高齢者分の請求書・明細書は国保分と別に綴じてください。
2. 国保分、後期高齢分はそれぞれを綴じて、全体を一括ひもで綴じてください。



### その他編綴方法等の留意点

- レセプト下部にOCRラインを印字してください。  
(OCRライン未対応医療機関のみ)
- レセプトの続紙、経過表等糊付けは不要です。  
高額分(8万点以上)、県外分を綴じる際はホッチキス、紙紐でお願いします。
- 提出の際には、国保分・後期分の混入等がないよう、十分ご確認ください。

# I. 国保分

## 1. 編綴順序(全保険者共通)



上から順に

- ①一般・70歳以上・一般・低所得 入院
- ②一般・70歳以上・一般・低所得 外来
- ③一般・70歳以上・7割 入院
- ④一般・70歳以上・7割 外来
- ⑤一般・本人、家族 入院
- ⑥一般・本人、家族 外来
- ⑦一般・6歳 入院
- ⑧一般・6歳 外来

上から順に

- ①退職・本人・7割 入院
- ②退職・本人・7割 外来
- ③退職・70歳以上・9割 入院
- ④退職・70歳以上・9割 外来
- ⑤退職・70歳以上 入院
- ⑥退職・70歳以上 外来
- ⑦退職・被扶養者 入院
- ⑧退職・被扶養者 外来
- ⑨退職・6歳 入院
- ⑩退職・6歳 外来

※老人医療分は月遅れ、再請求分のみ

上から順に

- ①老人・9割 入院
- ②老人・9割 外来
- ③老人・9割 入院
- ④老人・9割 外来

保険者毎(請求書、明細書)

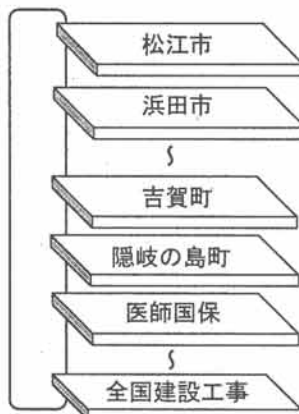
## 2. 県内保険者の編綴

\* 以下の順で綴じて下さい。

松江市  
 浜田市  
 }  
 吉賀町  
 隠岐の島町  
 島根県医師国保  
 全国歯科  
 全国土木  
 中央建設  
 全国建設工事業

国保組合分

図1



\* 綴じる際は、糊、ホッチキス等を用いず、図1のように一括紐で綴じて下さい。

\* 保険者単位で綴じる必要はありません。

## 3. 県外保険者の編綴

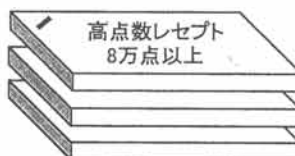
図2

※レセプトをホッチキス又は紐で綴じ、図2のように保険者毎に請求して下さい。  
 ※レセプトの糊付けは行わないで下さい。  
 ※県内保険者で県外公費又は、県内保険者で県外市町村は、別に請求書を添付して下さい。



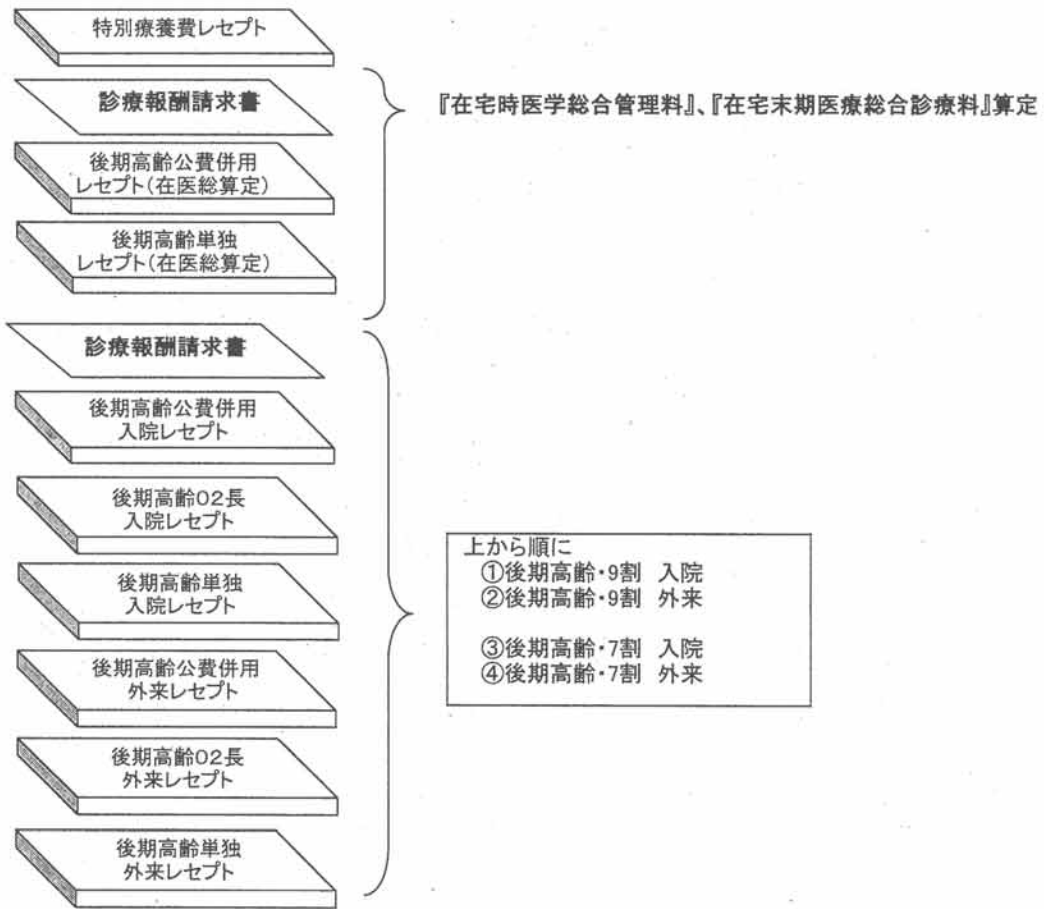
## 4. 高額(8万点以上)レセプトの編綴

※高額レセプトについてはホッチキスでレセプト、日計表等を綴じて下さい。

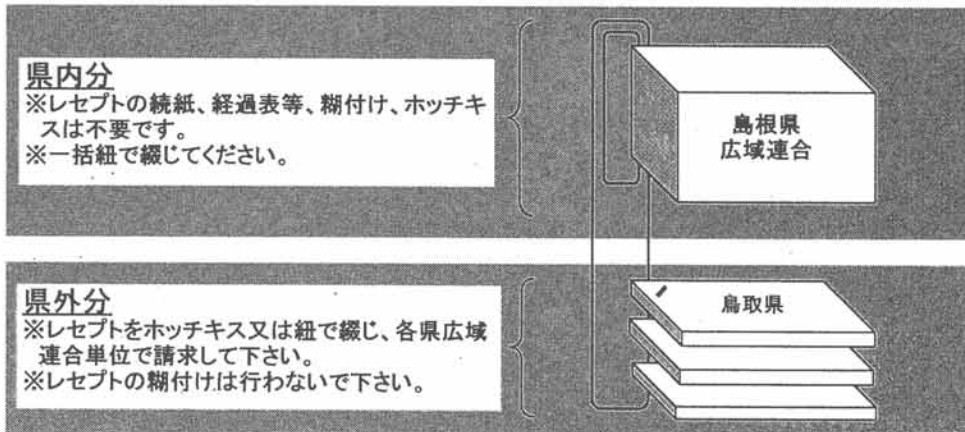


## II. 後期高齢者分

### 1. 編綴順序

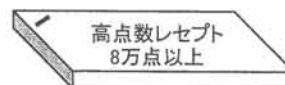


### 2. 保険者毎の編綴



### 3. 高額(8万点以上)レセプトの編綴

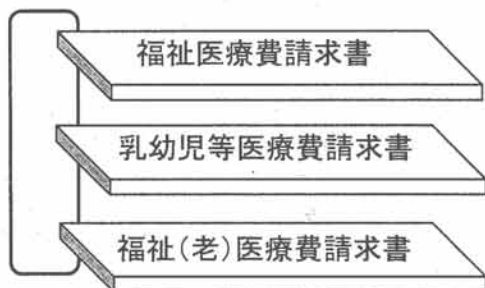
※高点数レセプトについてはホッチキスでレセプト、日計表等を綴じて下さい。



### Ⅲ. 県単・健診

※県単分、健診分に関して、編綴方法に変更はありません。

#### 県単分



※福祉老人は月遅れ、再請求分のみ

#### 健診分

